

# 安全対策通信

テクノスグループ

## 令和6年「秋の全国交通安全運動」について

### 1、はじめに

依然として歩行者の交通事故被害が目立っています。運動の重点項目には「歩行者の交通事故防止」が第一に掲げられ、横断歩道などでの一時停止と安全確認を励行し、歩行者の安全確保を図ることが強調されています。

事業所では通勤のマイカー・バイク、自社の営業車両が不用意に生活道路を走行したり、歩行者の多い場所で無理な運転をしないように指導しましょう。

やむを得ず生活道路や学校・施設の近くなどを走行する場合は、どのような危険があるのかチェックして危険を周知しておくことが大切です。特に薄暮時は早めにライトを点灯し、歩行者や自転車の発見に努めることを指導しましょう。

### 2、秋の全国交通安全運動の目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としている。

### 3、実施期間

- (1) 運動期間 令和6年9月21日(土)から30日(月)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(月)

### 4、運動重点

#### (1) 全国重点

- ① 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ② 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

#### (2) 全国重点を3点とする趣旨

- ① 交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高いこと、特に夜間における歩行中の交通事故による死者数が増加している。歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断、信号無視等の法令違反が認められることから、反射材用品等の着用と共に安全な横断方法を実践するよう促していくこと。また次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、幼児・小学生の

死者、重傷者は歩行中の割合が高く、依然として道路において子供が危険にさらされていることや歩行中の交通事故による死者のうち高齢者の占める割合が高いことから、これら歩行者の安全確保を図る必要があること。

- ②秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、**重大交通事故につながるおそれのある交通事故が多発すること**。死亡事故の**第1当事者の多くが自動車**であること、「自動車対歩行者」の死亡事故の**多くが歩行者の道路横断中に発生している**。また**飲酒運転や妨害運転**（いわゆる「あおり運転」。以下同じ）等の**悪質・危険な運転による交通事故が後を絶たない**。**75歳以上の運転者については、75歳未満の運転者と比較して免許人口当たりの死亡事故件数が多く、その要因としてハンドルやブレーキの操作不適が多くなっていること**、加えて自動車乗車中における**後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であること**から、夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶を推進する必要がある。
- ③自転車関連事故に関しては**全事故に占める割合が増加傾向にあり自転車乗用中の交通事故死傷者数のうち10歳から25歳未満の若年層の割合が高い**。自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は着用時と比較して高く、自転車乗用中死者の**人身損傷主部位は頭部が半数以上となっている**。さらに自転車乗用中の死亡事故では、**自転車側の多くに法令違反があると認められる**。加えて道路交通法の一部を改正する法律の施行により令和5年7月1日から**特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する新たな交通ルールが定められ、ヘルメットの着用についても努力義務となっていること**から、自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底が必要である。

### (3) 全国重点に関する主な推進項目

- ① 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ② 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

### (4) 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され、前記に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、実施要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。さらに、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

### 3 添付参考資料

- (1) 令和6年秋の全国交通安全運動推進要綱
- (2) 令和6年秋の全国交通安全運動ポスター（縦型）
- (3) 令和6年秋の全国交通安全運動ポスター（横型）
- (4) 令和6年秋の全国交通安全運動チラシ